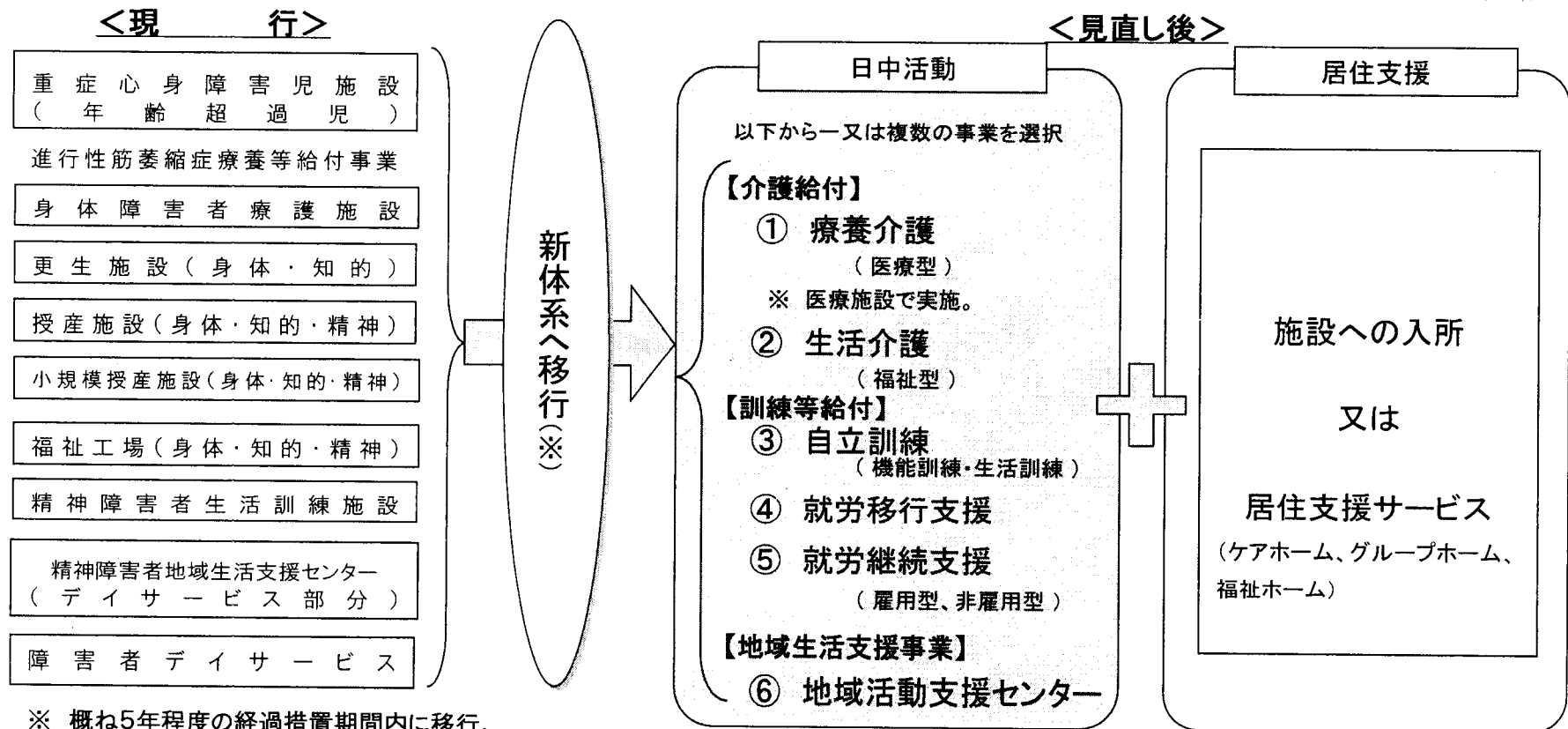


# 施設・事業体系の見直し

○ 障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を、6つの日中活動に再編。

- ・ 「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。
- ・ 24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離。）。
- ・ 入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、1人1人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築。



# 生活介護事業

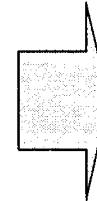
## 【利用者】

- 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者

- ① 障害程度区分3(施設へ入所する場合は区分4)以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分2(施設へ入所する場合は区分3)以上である者

## 【サービス内容等】

- 食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供。
- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定。
- 利用期間の制限なし。



## 【人員配置】

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等  
→ 6:1~1.7:1以上

## 【報酬単価(案)】

- 547単位(6:1)~1,262単位(1.7:1) (定員40人以下)
  - ・ 基本単位数は、事業者ごとに利用者の平均障害程度区分及び重度障害者の割合に応じて、設定。

# 療養介護事業

## 【利用者】

- 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者

- ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害程度区分6の者
- ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害程度区分5以上の者

## 【サービス内容等】

- 病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供。
- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定。
- 利用期間の制限なし。



## 【人員配置】

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等  
→ 4:1~2:1以上

## 【報酬単価(案)】

- 521単位(4:1)~904単位(2:1) (定員40人以下)
  - ・ このほか、経過措置利用者等について、6:1を設定。
  - ・ 医療に要する費用及び食費等については、医療保険より給付。

# 自立訓練(機能訓練)事業

## 【利用者】

○ 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- ② 盲・ろう・養護学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等

## 【サービス内容等】

- 理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施。
- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせ。
- 利用者ごとに、標準期間(18ヶ月)内で利用期間を設定。



## 【人員配置】

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等  
→ 6:1以上

## 【報酬単価(案)】

- 通所による訓練 639単位 (定員40人以下)
- 訪問による訓練 187単位

+

- ・ 標準利用期間超過減算・基本単位数の95% 等  
→ 事業者単位の平均利用期間が標準利用期間を6ヶ月以上超える場合

# 自立訓練(生活訓練)事業

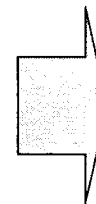
## 【利用者】

- 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- ② 養護学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

## 【サービス内容等】

- 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施。
- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせ。
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月、長期入所者の場合は36ヶ月)内で利用期間を設定。



## 【人員配置】

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等  
→ 6:1以上

(主な加算等(1日につき))

## 【報酬単価(案)】

- 通所による訓練 639単位 (定員40人以下)
- 訪問による訓練 187単位

+

- ・ 短期滞在加算 : 180単位
- ・ 精神障害者退院支援施設加算(経過措置): 115単位又は180単位  
→ 精神科病院病棟の病床減少を伴う形で設置した施設等において、退院患者に対し、居住の場を提供した場合
- ・ 標準利用期間超過減算: 基本単位数の95% 等  
→ 事業者単位の平均利用期間が標準利用期間を6ヶ月以上超える場合

# 就労移行支援事業

## 【利用者】

- 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる者(65歳未満の者)

- ① 企業等への就労を希望する者
- ② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者

## 【サービス内容等】

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施。
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせ。
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定。

## 【人員配置】

- サービス管理責任者
- 職業指導員 等  
→ 6:1以上
- 就労支援員  
→ 15:1以上

(主な加算等(1日につき))

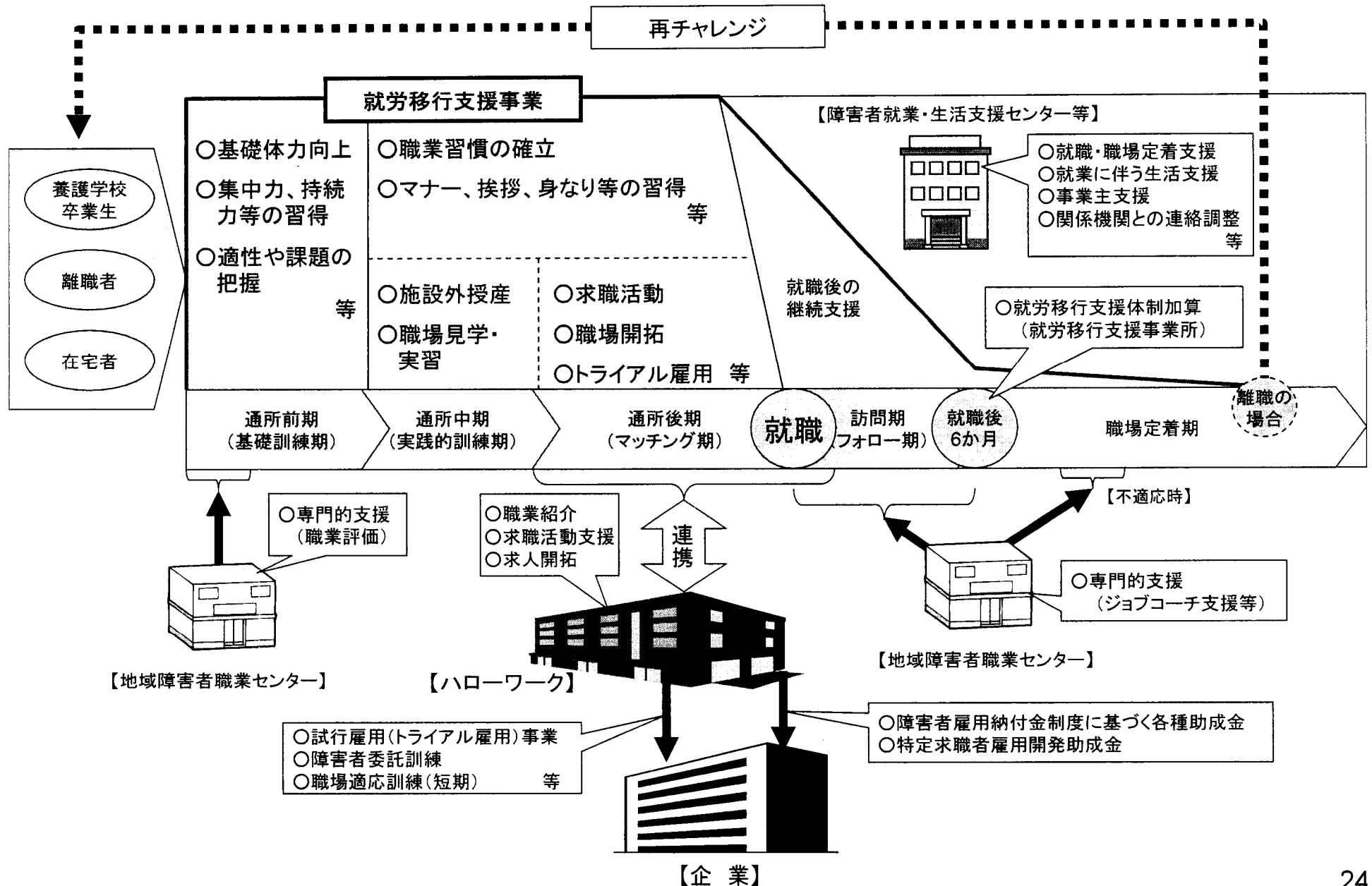
## 【報酬単価(案)】

- 736単位 (定員40人以下)

+

- ・ 就労移行支援体制加算:26単位  
→ 一般就労等へ移行した後、継続して6ヶ月以上就労している者が、定員の2割以上いる場合
- ・ 精神障害者退院支援施設加算(経過措置):  
115単位又は180単位  
→ 精神科病院病棟の病床減少を伴う形で設置した施設等において、退院患者に対し、居住の場を提供した場合
- ・ 標準利用期間超過減算:基本単位数の95% 等  
→ 事業者単位の平均利用期間が標準利用期間を6ヶ月以上超える場合

# 就労移行支援事業と労働施策の連携



# 就労継続支援事業(雇用型)

## 【利用者】

- 就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な者(利用開始時、65歳未満の者)

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった者
- ② 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

## 【サービス内容等】

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援。
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能。
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能。
- 利用期間の制限なし。

## 【人員配置】

- サービス管理責任者
- 職業指導員 等  
→ 10:1以上

## 【報酬単価(案)】

- 460単位 (定員40人以下)

+

(主な加算(1日につき))

- ・ 就労移行支援体制加算: 26単位 等  
→ 一般就労へ移行した後、継続して6ヶ月以上就労している者が、定員の5%以上いる場合



# 就労継続支援事業(非雇用型)

## 【利用者】

- 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであつて、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者

- ① 企業等や就労継続支援事業(雇用型)での就労経験がある者であつて、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続事業(雇用型)の雇用に結びつかなかった者
- ③ ①、②に該当しない者であつて、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(雇用型)の利用が困難と判断された者

## 【サービス内容等】

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援。
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする。
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表。
- 利用期間の制限なし。

## 【人員配置】

- サービス管理責任者
- 職業指導員 等  
→ 10:1以上  
(生産活動支援体制強化型の場合は、7.5:1)

(主な加算(1日につき))

## 【報酬単価(案)】

- 一般型 460単位 (定員40人以下)
- 生産活動支援体制強化型 504単位(定員40人以下)  
→ 障害基礎年金1級受給者が、利用者の5割以上である場合  
(現行支援費施設から移行する場合は、2割以上(3年間の経過措置))

+

- ・ 就労移行支援体制加算:13単位  
→ 一般就労等へ移行した後、継続して6ヶ月以上就労している者が、定員の5%以上いる場合
- ・ 目標工賃達成加算 :26単位 等  
→ 平均工賃が地域の最低賃金の1/3以上であり、事業者の設定した目標水準を超える場合

# 児童デイサービスの見直しについて

## 支援費制度(予算補助)

### 〈対象者〉

- 法律上、支援費の対象となる障害児は、18歳未満が対象。
- ただし、児童デイサービスについては、国庫補助の対象児童を年齢で限定。  
早期療育の効果の高い範囲として、「幼児を原則とし、小学生も可」としている。
- サービス内容は、日常生活における基本的な動作の指導及び集団への適用訓練。

### 〈問題点〉

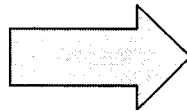
- 療育を目的としたサービスであるものの、実態は、療育サービスと放課後対策的なサービスが混在。

見直し

## 障害者自立支援法(法律補助)

原則として、以下のような整理とする。

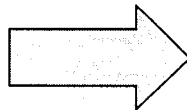
療育を必要とする児童



個別給付(介護給付)  
児童デイサービス

※市町村は、支給決定の際、当該児童が療育指導を必要とするか否かについて、児童相談所・保健所に意見を求めることが望ましいものとする。

放課後対策、レスパイト



地域生活支援事業  
タイムケア

## 個別給付(介護給付)

### 〈新制度における児童デイサービス〉

○〔原則〕児童デイサービス(より専門性の高いサービスを提供するものとして一定の要件を満たす事業者)

対象者 :療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童。(必要に応じ児童相談所・保健所に意見を求める)

就学前児童を原則とするが、小学生から18歳未満の児童も可とする(年齢要件なし)。

事業内容 :療育目標を設定した個別プログラムの策定及び評価。

指導員等による児童への個別指導を1日に一定時間以上行う。

個別プログラムに沿った集団療育を行う。

保健、医療、教育も含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

人員配置基準 :指導員又は保育士 15:3に加え、サービス管理責任者を新たに設置。

報酬単価 :508単位(1日あたり平均利用人員11~12人)

### 〔経過措置〕

○一定以上の年齢に達している児童など、集団療育が適切であると考えられる児童に対する療育指導の検討

現行制度において、児童デイサービスを実施している事業者及びその利用者に配慮し、施行後3年間は、事業所として一定の要件を満たすものを指定児童デイサービス事業所とみなす。

対象者 :療育の観点から、集団療育を行う必要が認められる児童。(必要に応じ児童相談所・保健所に意見を求める)

幼児を原則とするが、小学生から18歳未満の児童も可とする(年齢要件なし)。

事業内容 :指導員等の直接的監視のもとに、複数の児童に対し指導・訓練を行う。(必ずしも、1対1での指導時間を必要としない)。個別プログラムの策定。

人員配置基準 :指導員又は保育士 15:2

報酬単価 :283単位(1日あたり平均利用人員11~12人)

### 〈見直し時期〉

平成18年10月~

(児童デイサービスの在り方については、3年後の障害児サービス全体の見直しの中でも検討を行う。)

## 地域生活支援事業(市町村)

### 障害児タイムケア事業

養護学校等下校後に活動する場について確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援と家族の一時的休息を目的として、小学校の空き教室等で中高生等障害児を預かるサービス